

経済産業省告示第四百四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるダイヤモンドを次のように定め、平成十五年一月十日から施行する。

平成十四年十二月二十七日

経済産業大臣 平沼 赳夫

輸出貿易管理令別表第二の一の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるダイヤモンドは、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第七一類第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当するものとする。